

【別添2-1】

令和8年度 水質分析実施計画

薩摩川内市
上甕島簡易水道事業
《上甕地域》

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 上飯地域 (平良)

<採水地点：平良生活館>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	48	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○				○			10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオキソアルカン酸 (PFOA)			○													0.00005	0.000010	0.000005		令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下であり原水並びに水源及びその周辺状況を勘案1年に1回以上の検査 (水道法：1回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○			○				○			0.6	-	-	0.32	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○			○				○			0.06	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○			○				○			0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○			○				○			0.1	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○			○				○			0.1	-	-	0.053	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○			○				○			0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○			○				○			0.03	-	-	0.018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○			○				○			0.09	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	15.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	28.3	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	32	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	79	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	11	52	11	11	24	11	9	22	9	9	22			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 上飯地域 (浦内)

<採水地点：瀬上集会所>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	12	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○			○				○		10	2.0	1.0	0.6	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオキサリコン酸 (PFOA)			○													0.00005	0.000010	0.000005		令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下であり原水並びに水源及びその周辺状況を勘案1年に1回以上の検査 (水道法：1回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○			○				○				○		0.2	0.04	0.02	0.14	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査 (水道法：4回/1年)
35	鉄及びその化合物			○			○				○				○		0.3	0.06	0.03	0.07	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査 (水道法：4回/1年)
36	銅及びその化合物			○			○				○				○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○			○				○				○		200	40.0	20.0	13.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○			○				○				○		0.05	0.010	0.005	0.002	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	187.0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	74	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○			○				○				○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○			○				○				○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○			○				○				○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○			○				○				○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○			○				○				○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
		9	9	52	9	9	24	9	9	24	9	9	24				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 上飯地域 (浦内(桑之浦))

<採水地点：桑之浦消防倉庫>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	14	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○			○				○		10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)			○													0.00005	0.000010	0.000005		令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下であり原水並びに水源及びその周辺状況を勘案1年に1回以上の検査(水道法:1回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	13.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	185.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	77	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生の少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	9	52	9	9	22	9	9	22	9	9	22				項目数				

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 上飯地域 (江石第1)

<採水地点：江石集会所>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)	
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOA)			○													0.00005	0.000010	0.000005		令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下であり原水並びに水源及びその周辺状況を勘案1年に1回以上の検査 (水道法：1回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
22	塩素酸			○			○				○				○		0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
24	クロロホルム			○			○				○				○		0.06	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
27	臭素酸			○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○				○				○		0.1	-	-	0.035	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○				○				○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○				○				○		0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○				○				○		0.09	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査 (水道法：4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
35	鉄及びその化合物			○													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
36	銅及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○													200	40.0	20.0	13.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	64	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査 (水道法：1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
43	ジェオスミン			○		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○		○	○	○	○	○	○						0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査 (水道法：1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.1	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法：毎月)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

令和8年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 上飯地域 (中飯第1)

<採水地点：飯島振興局>

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検査回数	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物			○													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物			○													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○				○			10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
13	ホウ素及びその化合物			○													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素			○													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン			○													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン			○													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及びペルフルオロオキソカルボン酸(PFOA)			○													0.00005	0.000010	0.000005		令和7年度の検査結果が基準値の5分の1以下であり原水並びに水源及びその周辺状況を勘案1年に1回以上の検査(水道法:1回/年)
21	ベンゼン			○													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸			○			○			○				○			0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸			○			○			○				○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム			○			○			○				○			0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸			○			○			○				○			0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン			○			○			○				○			0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸			○			○			○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン			○			○			○				○			0.1	-	-	0.034	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸			○			○			○				○			0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン			○			○			○				○			0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム			○			○			○				○			0.09	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド			○			○			○				○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物			○													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物			○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.07	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
35	鉄及びその化合物			○			○			○				○			0.3	0.06	0.03	0.03	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物			○			○			○				○			1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物			○			○			○				○			200	40.0	20.0	13.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
38	マンガン及びその化合物			○			○			○				○			0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	18.0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○													300	60	30	22	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
41	蒸発残留物			○													500	100	50	69	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
42	陰イオン界面活性剤			○													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン			○			○	○	○	○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール			○			○	○	○	○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤			○													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類			○													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	11	52	11	11	25	11	9	23	9	9	23			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」